

令和6年度補正予算

地域における受入環境整備促進事業補助金
(空港における旅客手続き等環境整備支援事業)

搭乗関連手続きの円滑化

手荷物輸送等の円滑化

【応募要領】

令和 7 年 2 月

〔 目 次 〕

1. 事業の目的
2. 補助対象事業者
3. 補助対象経費
4. 補助率等
5. 運用開始等期限
6. 事業のスキーム
7. 応募件数
8. 応募手続きの概要
9. 審査結果の通知
10. 交付決定
11. 補助金の交付
12. 交付決定後の注意事項
13. 事業評価
14. 反社会的勢力との関係が判明した場合
15. その他

1. 事業の目的

「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下「3. 補助対象経費」に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、観光振興を行うための対策を促進することを目的とします。

本事業は、以下の項目の整備に要する経費の一部を補助するものです。

1) 手荷物輸送等の円滑化

航空旅客取扱施設から航空機までの間の旅客輸送又は手荷物輸送の円滑化を目的とした先進機能の整備に要する経費

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用される他、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱、同実施要領に従って行うものです。

2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、航空旅客取扱施設（国際線旅客を受け入れるものに限る。）を設置し、又は管理する者並びに国際線旅客を受け入れる空港において地上取扱業務に従事する者としてします。

3. 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下の条件すべてを満たす経費とします。

- ・ 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・ 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- ・ 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

1) 手荷物輸送等の円滑化

(1) 対象経費

- ① 手荷物搭降載補助機材の購入費、改修費及び設置工事費
 - (a) 手荷物搭降載補助機材の購入費若しくは改修費

バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み下ろしに用いる先進的な補助機材を対象とします。なお、既存の機材を改修して先進機能を付加する場合には、改修費分を対象とします。ただし、労働負担を軽減することを目的とした身体に装着する機材は対象となりません。また、機材の維持管理に関する経費も対象となりません。

(b) 手荷物搭降載補助機材の設置工事費

バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み下ろしに用いる先進的な補助機材の設置に必要な工事であり、以下に掲げる費用を対象とします。なお、土地占有費、補償費は対象となりません。

ア) 本工事費

- ・手荷物搭降載補助機材を設置することを目的に行う工事、又は機材の取付けに要する費用。

【工事例】

- ・仮設工事
- ・設置工事（機器固定費、取付治具設置を含む）
- ・電気設備工事（通信・情報設備工事を含む。一次電源工事は含まない）
- ・解体工事（手荷物搭降載補助機材の設置予定地の既存建物・構造物の取り壊し等を対象とする。移設による既存建物の取り壊しは対象としない。なお、既存の機材を改修して先進機能を付加する場合には、改修部分の取り壊し等を対象とします。）

イ) 事務費

- ・工事等に要する実施設計費及び工事管理費。（基本設計は含まない。）

② 自動走行トーイングトラクターの購入費、改修費及び充電設備工事費

(a) 自動走行トーイングトラクターの購入費若しくは改修費

手荷物を搭載するコンテナをけん引することを目的としたトラクターであり、運転自動化レベル3（※1）以上の機能を有する機材を対象とします。なお、既存の車両を改修して先進機能を付加する場合には、自動走行に必要なとなるソフトウェアに要する費用及びハードウェアの改修に要する費用を対象とします。ただし、維持管理及び運用に要する経費は対象となりません。

(b) 自動走行トーイングトラクターの充電設備工事

自動走行トーイングトラクターの運用に必要なとなる充電設備工事であり、以下に掲げる費用を対象とします。なお、土地占有費、補償費は対象となりません。

ア) 本工事費

- ・充電設備を設置することを目的に行う工事に要する費用。

【工事例】

- ・仮設工事
- ・設置工事（機器固定費、取付治具設置を含む）
- ・電気設備工事（通信・情報設備工事を含む。一次電源工事は含まない）
- ・解体工事

イ) 事務費

- ・工事等に要する実施設計費及び工事管理費。（基本設計費は含まない。）

③ ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）の購入費

地上取扱業務において、スタッフが作業時にリアルタイムで情報共有を行うことを目的としたインターネット接続端末及びアプリケーションソフトウェアを補助対象とします。ただし、アプリケーションソフトウェアの運用費、システム保守費等の維持に関する経費は対象となりません。

④ 自動走行バスの購入費、改修費及び充電設備工事費

(a) 自動走行バスの購入費若しくは改修費

旅客の輸送を目的とした車両であり、運転自動化レベル3（※1）以上の機能を有する機材を対象とします。なお、既存の車両を改修して先進機能を付加する場合には、自動運転に必要なソフトウェアに要する費用及びハードウェアの改修に要する費用を対象とします。ただし、維持管理及び運用に要する経費は対象となりません。

(b) 自動走行バスの充電設備工事費

自動走行バスの運用に必要な充電設備工事であり、以下に掲げる費用を対象とします。なお、土地占有費、補償費は対象となりません。

ア) 本工事費

- ・充電設備を設置することを目的に行う工事に要する費用。

【工事例】

- ・仮設工事
- ・設置工事（機器固定費、取付治具設置を含む）
- ・電気設備工事（通信・情報設備工事を含む。一次電源工事は含まない）
- ・解体工事

イ) 事務費

- ・工事等に要する実施設計費及び工事管理費。（基本設計費は含まない。）

⑤ 自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋の購入費、改修費及び設置工事費

装着作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能

を有する機材を対象とします。なお、既存の機材を改修して先進機能を付加する場合には、自動化・遠隔操作化等に必要となるソフトウェアに要する費用及びハードウェアの改修に要する費用を対象とします。ただし、維持管理及び運用に要する経費は対象となりません。

⑥ 自動ハイリフトローダーの購入費若しくは改造費

搭降載作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有する機材を対象とします。なお、既存の機材を改造して先進機能を付加する場合には、自動化・遠隔操作化等に必要となるソフトウェアに要する費用及びハードウェアの改造に要する費用を対象とします。ただし、維持管理及び運用に要する経費は対象となりません。

⑦ 自動航空機牽引機の購入費若しくは改造費

牽引作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有する機材を対象とします。なお、既存の機材を改造して先進機能を付加する場合には、自動化・遠隔操作化等に必要となるソフトウェアに要する費用及びハードウェアの改造に要する費用を対象とします。ただし、維持管理及び運用に要する経費は対象となりません。

⑧ 高速バゲージハンドリングシステムの購入費若しくは設置工事費

旅客の預入手荷物を迅速かつ正確に搬送することを目的としたものであり、高速搬送機能（※2）又は手荷物仕分け機能（※3）を有する機材を対象とします。ただし、維持管理及び運用に要する経費は対象となりません。

ア) 本工事費

- ・高速バゲージハンドリングシステムを設置することを目的に行う工事、又は機材の取付けに要する費用。

【工事例】

- ・仮設工事
- ・設置工事（機器固定費、取付治具設置を含む）
- ・電気設備工事（通信・情報設備工事を含む。一次電源工事は含まない）
- ・解体工事（高速バゲージハンドリングシステムの設置予定地の既存建物・構造物の取り壊し等を対象とする。移設による既存建物の取り壊しは対象としない。なお、既存の機材を改修して先進機能を付加する場合には、改修部分の取り壊し等を対象とします。）

イ) 事務費

- ・工事等に要する実施設計費及び工事管理費。（基本設計費は含まない。）

- (※1)「運転自動化レベル」とは、官民 ITS 構想・ロードマップこれまでの取組と今後の ITS 構想の基本的考え方（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議:2021 年 6 月 15 日）で定義する「レベル」をいう。
- (※2)「高速搬送機能」とは、最大搬送速度 150m/min 以上の荷物搬送機能を有することをいう。
- (※3)「手荷物仕分け機能」とは、手荷物仕分け作業を自動化する機能を有することをいう。

(2) 実施要件

手荷物搭降載補助機材、自動走行トローリングトラクター、自動ハイリフトローダー及び自動航空機牽引機については、補助対象事業者は、手荷物輸送等作業を営む他の事業者（以下、他事業者という。）から共同利用の要請があった場合には、他事業者が補助金の交付の目的に反して使用しないことを確認したうえで、導入した機材の稼働状況を勘案し、その維持管理費等に基づき貸し付け時の利用料金を適切に設定するなど、要請に対応する旨を補助金交付申請時に明確にするものとする。

3)他の予算制度との整理

本補助金に対する応募内容について、国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象となりません。

ただし、交付の可能性のあったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。

4) 補助金全般について

故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としません。

また、ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費も補助対象としません。

なお、本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、対象外となります。後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の交付を取り消す場合があります。

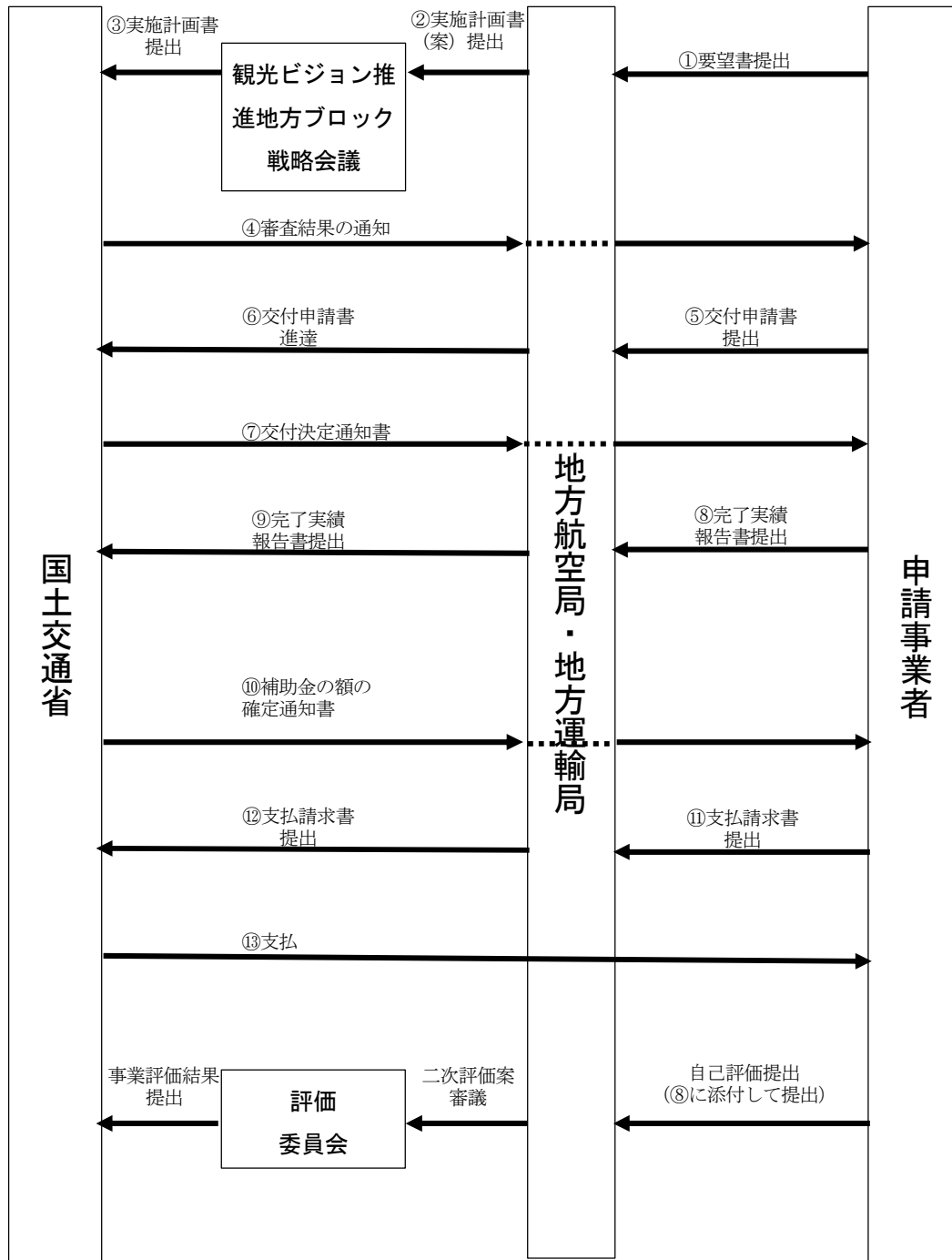
4. 補助率等

補助対象経費の 2 分の 1 以内となります。

5. 運用開始等期限

補助事業の完了後、1 か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに自己評価（「13. 事業評価」を参照）を実施できるよう、本補助事業による受入環境整備を行ったうえで、補助対象機材等の運用を開始してください。

6. 事業のスキーム



7. 応募件数

応募は、下記の区分ごとに、要望書を提出して下さい。

1) 手荷物輸送等の円滑化

応募は、応募主体につき、要望書提出を1件とします。(複数の応募を希望する場合は、必要に応じて要望書の別紙4から7を複数枚作成してください。)

8. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

本紙到達日～令和7年3月28日(金)17時[必着]

※原則、応募いただいてから一ヶ月以内をメドに審査結果の可否をお伝えします。

(2) 提出先(お問い合わせ先)

■提出先

担当部署	お問い合わせ先
東京航空局 空港部 環境・地域振興室	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 電話 03-5275-9292 (内線 7347) 担当者：繁田
大阪航空局 空港部 環境・地域振興室	〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 電話 06-6937-2732 担当者：高田

(3) 提出書類等

① 要望書

- ・本募集で指定する要望書様式(別紙様式を含む。)を必ず使用してください。
 - ・要望書様式及び要望する項目に応じて別紙1～10を、必ず記入してください。
- ※不要なシートについては削除のうえご提出願います。

② 設計図、図面等

- ・設計図等をご用意いただき、今回の事業により改修を行う箇所等についてお示してください。

- ③ 補助対象機材等の設置場所や運用がわかる資料等
 - ・航空旅客取扱施設内での設置場所をお示ください。
 - ・運用時の旅客動線がわかるように、旅客動線も併せて図面上にお示ください。
 - ④ 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料
 - ・補助対象の概要が分かる資料（工事積算資料、商品パンフレット、カタログ等）
 - ・複数の事業者からの見積書をご用意ください。
 - ・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください。
 - ⑤ 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料等
 - ・経費の一部に地方公共団体等からの補助金を見込んでいる場合は、その交付決定書等をご用意ください。
 - ⑥ その他計画を審査する上で参考となる書類
 - ・設置予定箇所の現在の写真、旅客の出入国動線がわかる資料 等
- (4) 提出方法（まずは（2）提出先（お問い合わせ先）までご相談ください。）
- 書類等の提出は、原則として電子データによるものとしますが、それが難しい場合には書面での提出も認めます。それぞれの提出方法については、下記のとおりとします。

【電子データによる提出方法】

- ・提出は、CD-R等の記録媒体又は電子メールにより行ってください。
- ・①については、エクセル形式で、②～⑥については、PDF形式でお願いいたします。
- ・また、①～⑥までのデータを1つにまとめたPDF形式のファイルも、併せて提出をお願いいたします。

【書面による提出方法】

- ・書類等は、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合は、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。
- ・提出の際は、封筒等の表面に「空港における旅客手続き等環境整備支援事業」と朱書きしてください。
- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

9. 審査結果の通知

審査の結果は、国土交通省より地方航空局を通じて通知いたします。

10. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

11. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2～3ヶ月程度かかります。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等

の課税対象となります。

- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。
- ・完了実績報告書提出時には、着工前の写真と着工後の写真、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

1 2. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りではありません。（地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（令和7年1月28日）附則第11条第1項一号参照）また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（令和7年1月28日）附則第20条に基づき、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助事業において取得した財産について、下記の①から③に従い、適切な管理運用を図らなければなりません。

①管理台帳の整備

取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければなりません。

上記の内容を満たす取得財産における管理台帳等を事前に備えている場合は、既存の台帳で管理するものとします。

②取得財産の管理

取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。

③財産処分の制限

取得価額又は効用の増加価格が1件当たり50万円を超える機械及び重要な器具又は告示（平成22年国土交通省告示第505号（ただし、同告示が改正された場合は改正後の告示））により定められたものについては、事業終了後も一定期間^{※1}において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

※1 一定期間とは

取得財産に毎に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令15号）で定める期間によります。

※2 処分とは

補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。

（5）立入検査

本事業の進捗状況確認のため、国土交通省・地方航空局等が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

13. 事業評価

本事業について、補助対象事業者は、自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」といいます。）を行い、当該自己評価の結果を、完了実績報告書に添付して、「11. 補助金の交付」を参照）地方航空局に報告する必要があります。

地方航空局は自己評価等を基に二次評価を行い、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めます。補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて、後続事業又は地域の取組等に反映していただきます。

なお、自己評価の結果報告に関する記載方法等については、補助交付申請者へ改めて通知いたします。

1 4. 反社会的勢力との関係が判明した場合

- (1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。
反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
(イ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
(ロ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑦に掲げる者を利用したと認められること。
(ニ) ①～⑦に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
(ホ) その他①～⑦に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①～④に準ずる行為

1 5. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利

用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため(審査には、国(独立行政法人を含む。))及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。)
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「地域における受入環境整備促進事業補助金(空港における旅客手続き等環境整備支援事業)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しません。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。))を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)